

## 特別養護老人ホーム 「法正園」【重要事項説明書】

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(愛媛県指定 第 3873800274 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

### 〔目 次〕

1. 施設経営法人 .....	2
2. ご利用施設 .....	2
3. 居室の概要 .....	3
4. 職員の配置状況 .....	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金 .....	5
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について) .....	10
7. 身体的拘束廃止への取組について .....	12
8. 連帯保証人(身元引受人) .....	12
9. 人権の擁護及び虐待の防止等について .....	12
10. 苦情の受付について .....	12
11. 事故発生時の対応について .....	14

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
- (2) 法人所在地 愛媛県西予市野村町野村12号446番地
- (3) 電話番号 0894-89-4165
- (4) 代表者氏名 理事長 九鬼 則夫
- (5) 設立年月 昭和54年 3月23日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定  
愛媛県3873800274号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。  
この施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 法正園
- (4) 施設の所在地 愛媛県西予市野村町野村13号288番地
- (5) 電話番号 0894-72-2851
- (6) 施設長(管理者)氏名 矢野 憲司
- (7) 当施設の運営方針
  - 1. 安らかな生活の提供  
いつまでも自分のペースで自分らしく生活すること、それをサポートさせていただきます。
  - 2. 地域から信頼される施設運営  
地域における高齢者福祉サービスの拠点として、地域の皆様に安心と信頼を提供します。
  - 3. 働きがいのある職場作り  
仕事に誇りと責任を持ち、より良いサービスの提供に務めます。
- (8) 開設年月 昭和52年 4月 1日
- (9) 入所定員 50人
- (10) 福祉サービス第三者評価の受審  
当施設では、福祉サービス第三者評価を受審しています。
  - 1. 実施日 令和2年9月9日～令和2年9月10日
  - 2. 評価決定年月日 令和2年11月12日
  - 3. 評価機関 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
  - 4. 結果の公表 愛媛県ホームページで公表(3年間)

### 3. 居室の概要

#### 居室等の概要

当施設では、完全個室で6つのユニットに分かれて生活していただいております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	50室	ユニット型個室～6ユニット 東町一丁目 定員 9名 東町二丁目 定員 6名 中町一丁目 定員 4名 (ショートステイ 定員 4名) 中町二丁目 定員 7名 西町一丁目 定員12名 西町二丁目 定員12名
合計	50室	
共同生活室	6室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、滑車等
浴室	3室	個浴3・特浴1・リフト浴2
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

○居室に関する特記事項 ※トイレの場所(居室内、居室外)等

1. トイレは、合計24箇所あります。
2. 洗面台は各居室についています。
3. 原則としてベッド使用となります。
4. たんす、及び棚等使い慣れた物をご持参下さい。  
※住み慣れた環境を保つためにもなります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置職員	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 事務員	1名	
3. 介護職員	33名(非常勤5名含む)	17名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	5名(機能訓練指導員兼務2名 非常勤2名含む)	2名
6. 機能訓練指導員	3名(看護職員兼務2名 非常勤1名含む)	1名
7. 介護支援専門員	1名	1名
8. 医師	非常勤 内科2名	
9. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 内科医師	毎週2回 14:30~15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:00~10:00 6名 日中:10:00~12:00 10名 13:00~16:00 10名 16:00~19:00 7名 19:00~20:00 4名 夜間:20:00~ 7:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:30~10:00 1名 日中:10:00~16:30 2名 16:30~19:00 1名
4. 理学療法士	なし

※休日の看護職員は1名場合があります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①居室の提供

##### ②食事

・当施設では、管理栄養士を配置し、医師の指導のもと他職種協働参画による「栄養ケア計画」を作成し、個々に対応した食事の提供、栄養相談、栄養改善、療養食、経口摂取への移行等に取り組めます。又、行事食等を利用し季節感のある食事やバイキング等、ご契約者の嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを基本としていますが、状態に応じた対応を行います。

朝食・昼食・夕食、希望される時間で食事していただきます。

##### ③入浴

・入浴又は清拭を最低週2回行います。

・寝たきりでも特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

・理学療法士から指導を受け、看護、介護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、ご本人にあった一日を過ごしていただくよう配慮します。（本人にあった朝夕の着替え時間等）

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※負担額軽減あり (料金の9割は介護保険より給付されています。)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用に係る自己負担額(一割の場合)	670円	740円	815円	886円	955円
2. 居室に係る自己負担額	2,066円				
3. 食事に係る自己負担額	1,445円				
4. 夜勤職員配置加算Ⅳ	33円				
5. 日常生活継続支援加算	46円				
6. 看護体制加算Ⅰ	6円				
7. 看護体制加算Ⅱ	13円				
8. 自己負担額合計(1~8の合計+※1)	4,386円	4,466円	4,551円	4,632円	4,711円

○8の金額には介護職員等処遇改善加算(※1)が含まれています。

※1…1ヶ月の総単位数(サービス自己負担額+各加算)×14.0%

○また上記以外の加算もあります。

生産性向上推進加算…月額10円※1割負担の場合

科学的介護推進体制加算…月額40円※1割負担の場合

経口維持加算(対象者のみ)…月額500円※1割負担の場合

安全管理体制加算(新規入所時1回限り20単位算定)

その他の加算を実施する場合には、前もって連絡いたします。

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

○ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条、第21条参照 この料金は一ヶ月に6日までしかいただきません、また初日と最終日は含みません)

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額(1-2)	246円

◇当施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市長村民税世帯非課税者)や年金額に応じて、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位:円](日額)

対象者		区分	居住費 (個室ユニット)	食費
生活保護受給者		第1段階	880	300
高齢福祉年金受給者				
市町村民税非課税世帯全員が	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 預貯金額 単身 650万円 夫婦 1,650万円	第2段階	880	390
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超120万円以下の方) 預貯金額 単身 550万円 夫婦 1,550万円	第3段階①	1,370	650
	(課税年金収入が120万円超の方) 預貯金額 単身 500万円 夫婦 1,500万円	第3段階②	1,370	1,360
	上記以外の方	第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。	
			2,066	1,445

(2)(1)以外のサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①別な食事 利用料金：実費

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。(アルコール類を含む)

②嗜好品 利用料金：実費

③理髪 利用料金：実費

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(散髪)をご利用いただけます。

④貴重品の管理 利用料金：当施設においてご負担はありません。

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

⑤レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例> 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	お正月料理、初詣
2月	節分
3月	ひなまつり
4月	お花見
5月	西予市老施協合同遠足に参加、里帰り(5～7月)
8月	夏まつり
9月	敬老会
10月	西予市老施協演芸大会に参加
11月	乙亥祭り外出、力士との餅つき
12月	クリスマス会、忘年会、行事食

その他、毎月各種レクリエーションの実施や、交流会、外出等を随時行います。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から



現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の 要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	4, 279円	4, 349円	4, 424円	4, 495円	4, 564円

上記の金額に利用日数の総単位数(サービス自己負担額+各加算)×14.0%が追加される場合があります。

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は、認定前の要介護度によります。

### ⑨重度化対応体制

看護師を5名配置し、夜間も含め24時間連絡体制と対応を確立しています。また、看取り介護体制も確立しておりご契約者と利用者が希望される場合には看取りに関する指針に基づき、可能な限り利用者の尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう体制を整備しています。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 預かり通帳および指定口座(本人および家族名義の口座)からの引き落とし  
 イ. 窓口での現金支払  
 ウ. 下記指定口座への振り込み  
 伊予銀行 野村支店 普通預金 口座番号 1083284

### (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	西予市立野村病院
所在地	西予市野村町野村9-53
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科他

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	あかし歯科医院
所在地	西予市野村町阿下6-331-4

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上(※最低6か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ \*契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり246円)

#### ②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

#### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、基本的に契約が解除となります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### <入院期間中の利用料金>

前記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

#### (3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 7. 身体的拘束廃止への取組について

サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

#### 8. 連帯保証人（身元引受人）（契約書第 20 条、21 条参照）

契約締結にあたり、連帯保証人（身元引受人）をお願いしております。

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額（150 万円）の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担していただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、残置物を引き取っていただきます。

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 9. 人権の擁護及び虐待の防止等について

○次のとおり責任者を定め人権擁護及び虐待防止に努めます。

人権擁護及び虐待防止責任者 矢野 憲司（施設長）

責任者（施設長）は、人権侵害や虐待について情報把握に努めると共に、従業員に対し研修を実施するなどの措置を講じ、解決に向け迅速な対応を行って参ります。

## 10. 苦情の対応について（契約書第 23 条参照）

### （1）当事業所における苦情の対応体制

・当施設における苦情やご相談は以下の体制で対応します。

- |          |           |               |
|----------|-----------|---------------|
| ○苦情解決責任者 | [職名]      | 施設長           |
|          | [氏名]      | 矢野 憲司         |
| ○苦情受付担当者 | [職名]      | 生活相談員         |
|          | [氏名]      | 金光 達也         |
| ○第三者委員   | 井 上 謙 二   | (連絡先 77-0606) |
|          | 岡 本 荒 侍   | (連絡先 85-0205) |
| ○受付時間    | 毎週月曜日～金曜日 | 8:30～17:30    |

・苦情解決の方法

#### ①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受付ます。また、ご意見(苦情受付)箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

#### ②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

#### ③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

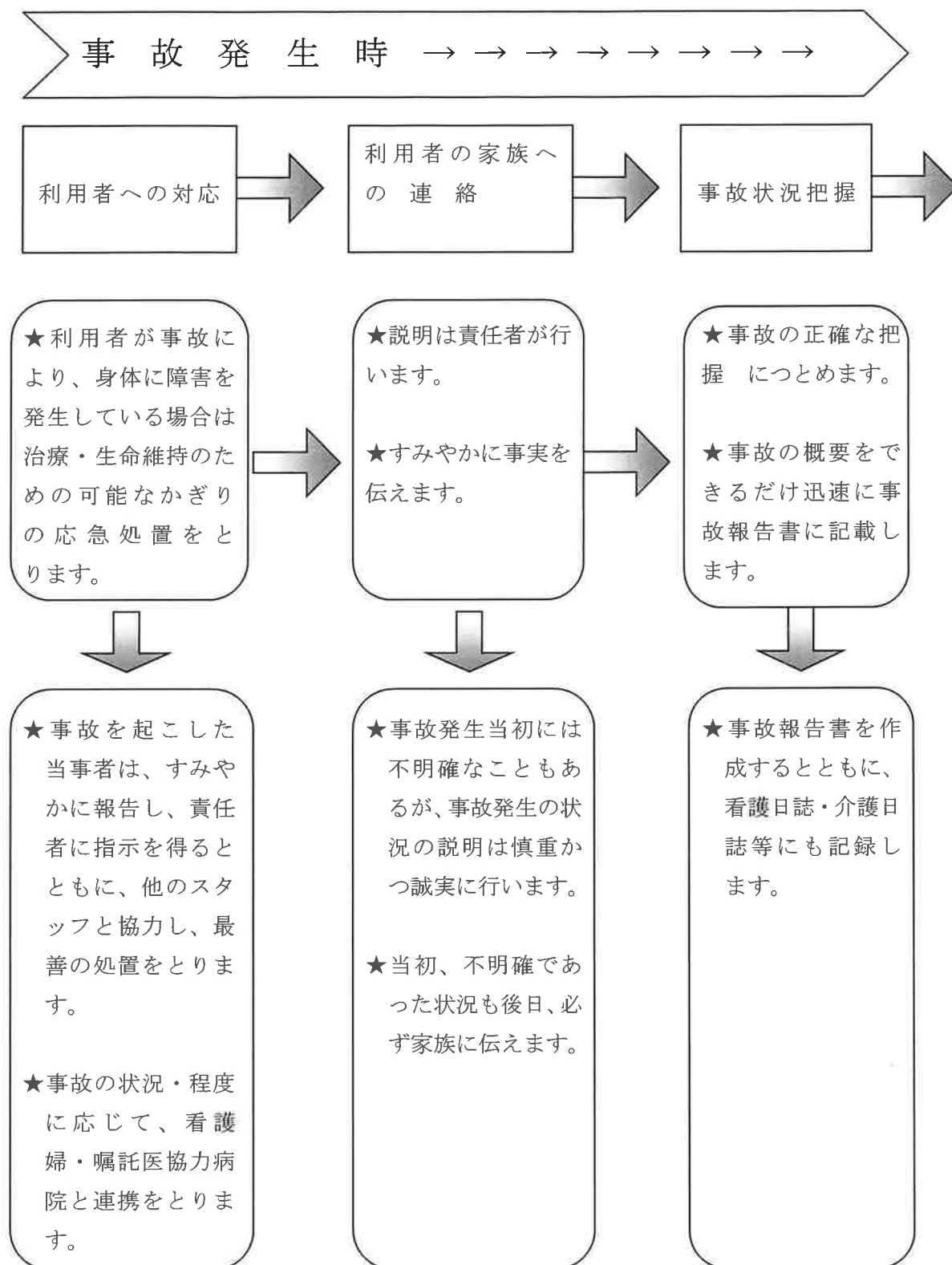
なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西予市役所 本庁 長寿介護課	所在地 愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434-1 電話番号 0894-62-6406 FAX 0894-62-6543 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
愛媛県国民健康保険団体 連合会 介護・事業課	所在地 愛媛県高岡町101番地1 電話番号 089-968-8700 FAX 089-968-8717 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00
愛媛県社会福祉協議会 救ピット委員会 (運営適正化委員会)	所在地 愛媛県持田町3-8-15 電話番号 089-998-3477 FAX 089-921-8939 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30

## 11. 事故発生時の対応について



事故発生時 → → → → → → → →

関係機関への  
届出報告

利用者の家族  
への対応

施設側に責任が  
ある場合

★事故の程度・状況に応じて関係機関へ連絡します。

- 警察
- 西予市
- 保険会社
- 保健所等

★施設として、事故原因等を調査した上で、適切な対応を図ります。

★保険会社（弁護士）とも状況に応じて相談し、法律に基づく責任割合を判断します。

★利用者や家族に対して、施設に責任あった旨を報告します。

★事故状況を正確に伝え責任があったと判断した部分は謝罪を行います。

★利用者側の主張をよく確認し交渉をすすめていきます。

★関係機関の報告には下記の資料を準備します。

- 事故状況の資料（写真等）
- 被害者の日常生活がわかる資料等。

★賠償交渉においては、利用者側の混乱や誤解を招かないように窓口を一本化します。

★お互いの交渉内容を記録し、誤解が生じないようにします。

施設側に責任が  
ない場合

★事実関係等十分な調査を行った上での判断であることを伝えます。

★利用者、家族等の心情に配慮した対応をします。



令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 法正園

説明者 職 名 生活相談員

氏 名 金光 達也

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所

氏 名

印

連帯保証人(身元引受人)

住 所

氏 名

印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造り平屋建 (耐火建築物)

(2) 建物の延べ床面積 2,812.94㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 法正園

平成12年3月17日指定 愛媛県 3873800258号 定員4名

(4) 施設の周辺環境

西予市野村町中心街の高台にあり、見晴らし、日当たり共に良好です。国道から少し離れており、騒音はほとんどありません。

緑に囲まれた園庭を散歩できるなど、環境には大変恵まれております。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

2名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

看護師が中心になって行います。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

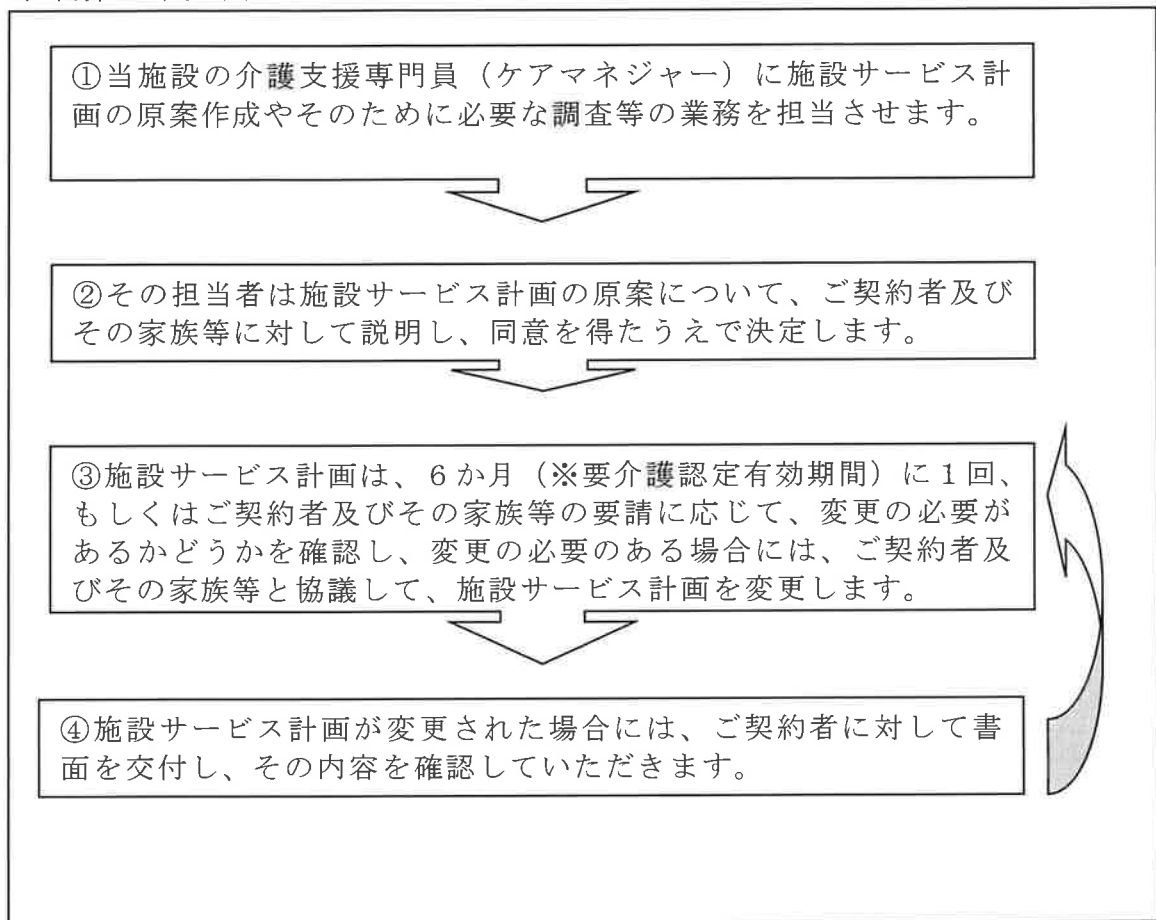
内科医師が週に1回、回診をおこないます。

**管理栄養士**…ご契約者の栄養ケア・マネジメントを担当し適正な栄養管理、満足のいく食事の提供を行います

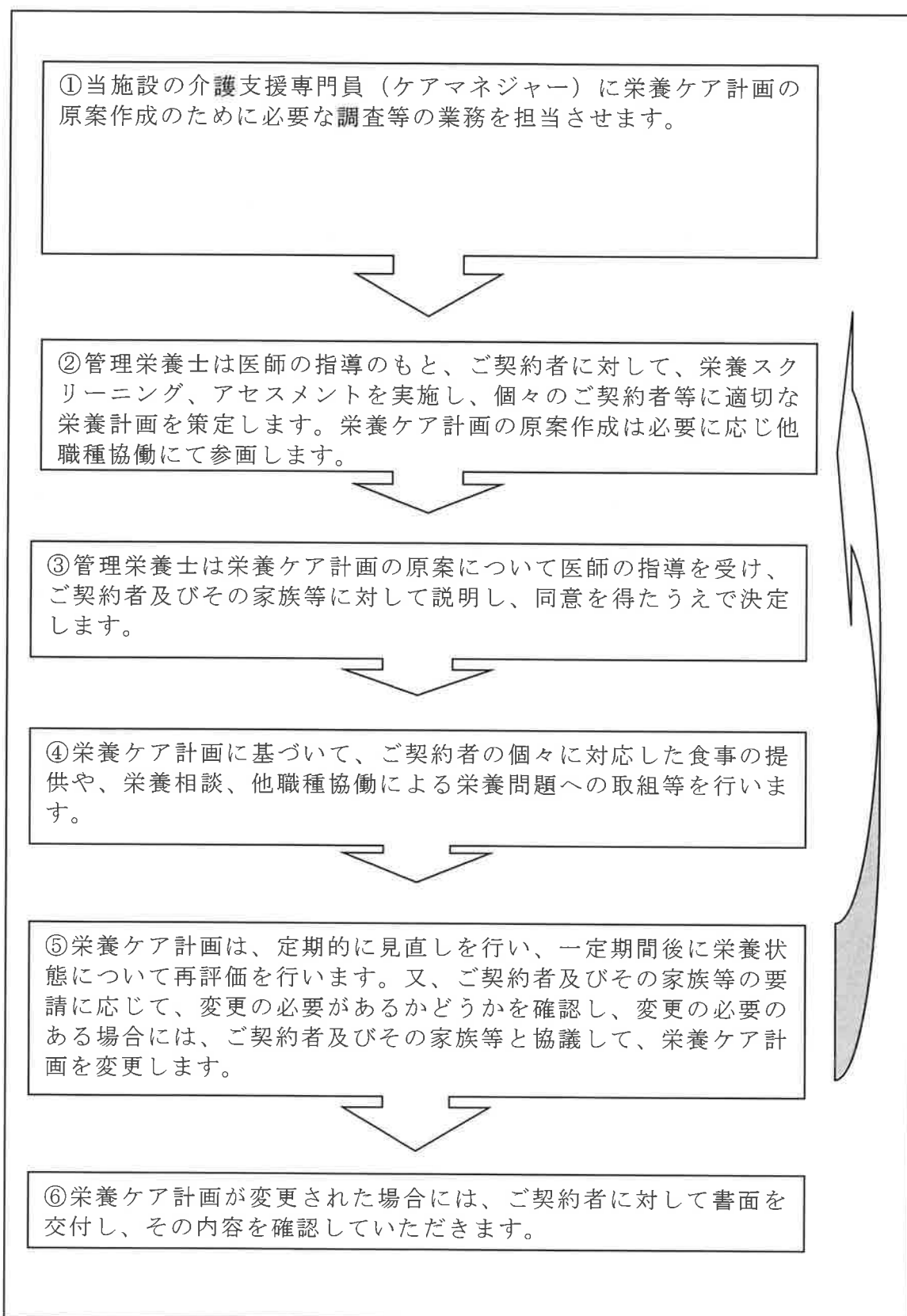
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針、栄養ケア・マネジメントについては、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」「栄養ケア計画」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



「栄養ケア計画」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス完結後5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 個人の品物の持ち込みについて

入所にあたり、品物の持ち込みは以下のようにさせていただきます。

利用者一人あたりの面積は限られておりますが、可能な限りタンス・棚等ご本人さんが使い慣れた物をご持参ください。

##### (2) 面会

面会時間 特に規制は致しませんが、できれば下記の時間帯にお願いします。

午前9時～午後8時

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、腐りやすい食べ物等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき 246 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。